

3. 食品表示法

1) 食品表示法とは

目的：食品を摂取するための安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保する

規定：上記の目的を遂行するため、内閣総理大臣は、事業者が遵守すべき食品の表示基準を規定

所轄：消費者庁

公布：2013年6月28日

2) 食品表示法の対象

区分	内容
対象	<ul style="list-style-type: none">◆ <u>あらかじめ容器包装された加工食品</u>◆ 食品添加物◆ 生鮮食品◆ 業務用食品 
対象外	<ul style="list-style-type: none">◆ <u>外食</u>◆ <u>仕出弁当</u>（外食の出前）◆ <u>裸売りのパン</u>◆ <u>量り売りの総菜</u>◆ <u>セルフ販売の惣菜</u> 

区分	内容
対象外 が販売 方法に より、 対象と なる	<ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>裸売りのパンを袋に入れて、留め具で留めて販売する</u> ➤ <u>あらかじめ容器包装された加工食品にあたる</u> ◆ <u>総菜をトレイに入れて、蓋を閉めて販売する</u> ➤ 繁忙時に、事前に惣菜をトレイに入れ蓋をしめた状態で作り置きすることは認められているが、<u>あきらかに消費見込み分を超えて作り置きした場合は、あらかじめ容器包装されたとみなされる</u>

3)第5条第1項

第1項：食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。

◆施設自らが販売する場合、食品表示法に遵守していない商品は、販売してはならない。

◆中間支援団体が施設の商品を販売する場合、食品表示法を遵守していない場合は、仕入れてはならない。

4)第6条第8項

第8項:内閣総理大臣は、食品関連事業者等が、アレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものについて食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をし、又は販売をしようとする場合において、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、当該食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命じ、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができる。

5)第6条第8項の回収命令対象事例

事項	回収命令対象事例	回収命令不要
アレルギー	<u>不明瞭、欠落、誤り</u>	
消費期限 賞味期限	期限表示を本来表示より <u>長く表示</u>	期限表示を本来表示より <u>短く表示</u>
食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別	<u>加熱調理用と表示する予定であった魚介類等の食品に生食用と表示</u>	<u>生食用と表示する予定であった魚介類等の食品に加熱加工品と表示</u>
保存方法	<u>保存温度を本来表示より高く表示</u>	<u>保存温度を本来表示より低く表示</u>